

令和5年 人事委員会勧告に当たって（談話）

令和5年10月12日
神奈川県人事委員会
委員長 小池 治

本日、神奈川県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行いました。

はじめに、職員の皆さんに、日々全力で職務を遂行されていることに心から敬意を表します。引き続き、全体の奉仕者としての使命感と高い規範意識を持ち、県民の福祉の向上に向けて職員の皆さんの方を十分に發揮して、県民の信頼と期待に応えてくださるよう望みます。

本委員会では、人事委員会勧告制度に基づき、職員と県内の民間企業の従業員の給与等の実態を調査、比較し、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえ、職員の給与等について検討を行いました。

その結果、月例給については、民間が職員を上回ったことから、給料表及び地域手当の支給割合を引き上げることが適当と判断しました。また、特別給（ボーナス）については、民間の支給月数が職員を上回ったことから、年間4.50ヶ月分に引き上げることが適当と判断しました。

さらに、給与カーブの見直しに係る地域手当の支給割合に関する勧告を行っています。

このほか、公務運営に関しては、女性職員をはじめとした多様な人材の活躍推進といった人材の確保・育成に関することや、職員が能力をより発揮できる勤務環境の整備等について、現状の課題や今後の方向性等に関する報告を行いました。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与その他の勤務条件を、社会一般の情勢に適応させる機能を有するものです。

職員が日々成長し、誇りと自信を持ってその能力を十分に発揮するためには、職員一人ひとりが互いに尊重し合い、家庭とも両立できる働きやすい職場にしていくことが重要です。こうした職場環境を実現するため、議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割を御理解の上で、勧告等に述べた内容について、必要な措置をとられるよう要請いたします。

県民の皆様におかれましては、全ての県職員が公共の利益のためにそれぞれの職務に精励していることに深い御理解をいただくとともに、第三者機関である人事委員会が行う勧告制度に基づいて、職員の適切な給与や勤務条件の確保が図られていることについても、御理解をいただきますようお願ひいたします。